働きやすい職場環境の整備に関する項目

職場における様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題であり、組織にとって大きな損失をもたらすものです。

教職員間のセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応については、府立学校を対象として、これまで啓発用パンフレットの配布や相談体制の整備などの対策を講じているところであり、今後とも、校内研修をはじめ様々な研修の機会を通じて、教職員の意識の啓発に努め、快適で働きやすい職場環境づくりに努めてまいる。

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」及び「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の相談体制の整備に係る部分について、より教職員に理解してもらえるよう、表現等について分かりやすく整理する改定を行い、平成２９年６月３０日付けで府立学校校長・准校長あてに通知したところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

通信制課程における教員定数については、平成２３年度より、配置理由を明確化する観点から、他の学校と同様、標準法に基づく基本教員及び学校の実情に応じた加配定数による配置に変更した。

当該配置方法の変更に伴う激変緩和措置として、平成２３年度に暫定的に措置した７名については、平成２６年度までに段階的に削減してきたところであり、別途加配の復活は困難。

教職員の業務負担軽減に関する項目

国における部活動の社会教育への移行については、平成９年９月保健体育審議会の答申の中で、運動部活動と地域スポーツの関わりについて「地域において活発なスポーツ活動が行なわれており、しかも学校に指導者がいない場合など、地域社会にゆだねることが適切かつ可能な場合にはゆだねていくことも必要である」と基本的な考え方が示されている。

また、平成１２年８月保健体育審議会答申では、学校と地域の連携の推進方策の一つとして、地域のスポーツ環境の状況や学校の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブ育成への協力など地域社会と連携したスポーツ活動の展開を提言している。

しかしながら、部活動が学校教育の充実に果たしている役割や、地域スポーツクラブ等の整備状況を勘案すると、急激かつ画一的に社会教育に移行することは依然として困難な状況にあると考えられる。

生徒の自主性、教職員の自発性に基づいて成り立っている部活動は、一方的な職務命令による活動ではないが、学習指導要領において、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと明記されており、生徒に対する教育的効果も大きいと認識している。

勤務時間に関する項目

部活動の運営については、平成１４年３月に「部活動の適切な運営について」を、また平成２４年７月に「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」を各学校に通知しており、平日の活動はできるだけ勤務時間内に終えることとし、また週休日の活動については、学校週５日制の趣旨を踏まえ、各学校や地域の実情を考慮して、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施するよう指示している。

勤務時間の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員は前４週間・後１６週間以内）に他の日へ振り替えることができる。」こととしている。

週休日における勤務命令が３時間４５分又は４時間の場合についても、同様に他の日への振り替えを可能としている。

教職員の業務負担軽減に関する項目

平成３年度から運動部活動の振興と活性化を図るため、専門的な指導力を備えた、地域の優れた人材を指導者として派遣する「運動部活動 外部指導者派遣事業」を実施しており、平成２９年度は、府立学校１２８校に対して２７４名の外部指導者を派遣している。

　なお、１回あたり約２時間の指導に対し、２，６５０円の謝金を支給し、傷害保険にも加入している。

　文化部活動についても「学校支援 社会人等指導者活用事業」を実施し、府立学校１３３校に対して、２８７名の外部指導者を派遣している。

教職員の業務負担軽減に関する項目

行財政計画（案）及び財政再建プログラム（案）において実習教員については、国標準を上回る定数を削減するとともに、府単独措置である非常勤補助員の配置を廃止したもの。

あわせて、実習教員による図書専任制度を見直し、学校図書館管理業務については、全教職員の協力のもと行うこととしたもの。

学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能の維持に努めているところ。

職場環境の改善に関する項目

空調機の設置については、強い要望があることは認識しているが、現在の財政事情をふまえると困難であり、今後の課題と考えている。

手当制度に関する項目

教員に対して時間外勤務手当を支給することについては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、困難。

　勤務時間の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員は前４週間・後１６週間以内）に他の日へ振り替えることができる。」こととしている。

　週休日における勤務命令が３時間４５分又は４時間の場合についても、同様に他の日への振り替えを可能としている。